

社団法人日本建築家協会 東海支部規定

昭和 62 年 7 月 11 日施行

平成 2 年 5 月 11 日改正

平成 4 年 5 月 8 日改正

平成 9 年 5 月 9 日改正

(名称)

第 1 条 この支部は、社団法人日本建築家協会東海支部（以下支部という）という。

(事務所)

第 2 条 支部は、事務所を名古屋市中区におく。

(構成)

第 3 条 支部は、社団法人日本建築家協会会員のうち、次の行政区域の会員をもって組織する。

静岡県

愛知県

岐阜県

三重県

2 支部には次の地域会を設置する。支部所属会員はいずれかの地域会に所属するものとする。

静岡地域会（J I A 静岡）

愛知地域会（J I A 愛知）

岐阜地域会（J I A 岐阜）

三重地域会（J I A 三重）

(目的及び事業)

第 4 条 支部は、社団法人日本建築家協会定款に定める目的及び事業に準拠し、支部で必要な事業及び本部事業の支部における支援を行う。

2 支部は前項の目的及び事業を円滑に推進するために、地域会を支援する。

(役員)

第 5 条 支部に次の役員を置く。

本部理事 支部に割り当てられた数とし支部長 1 名を含む

幹 事 5 名以上 20 名以内

監査をのぞく支部役員のうち 支部長代行 1 名 副支部長 3 名

幹事長 1 名 常任幹事 1 名を置くことができる

監 査 2 名

2 本部理事は支部長 1 名を含み、支部に割り当てられた理事数に応じて、本部が別に定める選出基準による。

3 第 1 項の支部役員のうち、本部理事・常任幹事を除く支部役員の選出については、

支部が別に定める支部役員選出規約による。

- 4 前項の支部役員選出規約は、支部役員会の定めによる。
- 5 常任幹事は、支部長が支部役員会の承認を得て任命する。

(役員 の 職務)

第 6 条 支部長は、支部を代表し会務を総理する。支部長に事故あるときは、支部長代行または副支部長がその職務を代行する。

- 2 その他の幹事は、支部長を補佐し支部の会務を分担して事業の執行をはかる。
- 3 常任幹事は、有給とすることができる。
- 4 監査は、支部の財産及び業務執行の状況を監査し、支部総会にその結果を報告する。

(役員 の 任期)

第 7 条 役員 の 任期 は 1 期 2 年 と し、 4 月 1 日 に 始 ま り 翌 々 年 の 3 月 31 日 に 終 わ る。

ただし、再任を妨げない。この場合常任幹事を除き 2 期をこえることができない。

- 2 補欠または増員によって就任した者の任期は、前任者又は後任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行わなければならない。

(相談 役)

第 8 条 支部に所属する正会員で、次の各号の一に該当するものについては、総会の議決により相談役を委嘱することができる。

- 一、建築家として特別に顕著な功績のあった者
- 二、支部に多大な貢献をした者

(顧問)

第 9 条 支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部役員会の議決を得て支部長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について支部長の諮問にこたえる。

(支部 総 会)

第 10 条 通常総会は、毎年 5 月末日までに支部長が召集する。

- 2 臨時総会は役員会が必要と認めたととき、又は監査から役員会に召集すべき議案を示して、開催の申し出があったときに支部長が召集する。
- 3 その他総会に関する事項は、社団法人日本建築家協会の定款を準用する。

(役員 会)

第 11 条 役員をもって役員会を構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて支部長が召集し、支部事業その他の会務を評議決定する。ただし、監査は議決に加わらない。

(委員 会)

第 12 条 支部の事業の執行をはかるため、役員会の議決により委員会を設け、又は廃止することができる。

(事務局)

第 13 条 支部の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局に関する事項は、役員会の議決により別に定める。

(経費支弁)

第 14 条 支部の経費は、本部よりの支部運営費、支部会費、事業収入、寄付金、その他の収入で支弁する。

2 支部会費の額は、支部総会の決議によって決定する。

(規定の変更)

第 15 条 この規定は、支部総会の議決により変更することができる。

(準用)

第 16 条 この規定に定めのない事項については、社団法人日本建築家協会の定款を準用し、定款に特別の定めのない場合には、支部総会の決議によって決定することができる。

(支部賛助会員)

第 17 条 支部の事業を支援する個人、法人、又は団体による支部賛助会員をおくことができる。

付則 この規定は 1997 年 5 月 30 日より施行する。

以上